

新座都市計画道路保谷朝霞線及び関連路線の 都市計画変更（原案）に係る説明会 開催結果概要

開催目的

新座都市計画道路保谷朝霞線及び接続する東京・小諸バイパス、朝霞都市計画道路黒目川通線について都市計画変更案を策定するにあたり原案にかかる説明会を開催しました。

開催結果

日付	時間	会場	参加者数
令和6年12月12日(木)	18:30～19:30 (18:00 開場)	新座市畑中公民館	34名
令和6年12月13日(金)	18:30～19:30 (18:00 開場)		59名
令和6年12月15日(日)	10:30～11:30 (10:00 開場)		103名
	14:30～15:30 (14:00 開場)		27名

合計 223名

主な質疑（○：質問、●：回答）

【都市計画変更素案の内容について】

○都市計画決定までのプロセスや、その間に意見を述べる方法、都市計画決定後の地元への説明会の機会が設けられるか。

●今回の説明会は案を策定するための原案説明の段階であり、その後、都市計画変更の案を策定し公告・縦覧することとなる。この案の縦覧等についてはホームページや市の広報誌で周知する。案に対する意見書は様式に記載していただき、朝霞県土整備事務所などの県機関や市役所で受け付ける。都市計画変更の決定は県報やホームページに掲載し、図書等を県機関や市役所で閲覧できる。また、都市計画決定後の地元説明という意味では、将来的に事業化された際に具体的な道路整備計画の説明会を行うこととなる。

○都市計画変更によって建物の高さなどは規制されるのか。

●都市計画法53条で建築物の許可という規定が定められており、この手続きについては新座市が所管している。市の規定では、都市計画道路の区域内については鉄骨造及び木造建物3階建て以下で地階なしまでは原則許可、鉄筋コンクリート造などは不許可となっている。

○都市計画変更告示の時期は。

●具体的な日付はまだ確定していないが、一般的には原案説明会から約1年後に告示という流れであり、来年の秋頃を目指している。

○保谷朝霞線の車道幅が16メートル、黒目川通線の車道幅が9.5メートルとなっているが、道路構造上の問題がないのか。

●今回、保谷朝霞線は都県境から国道254号（東京小諸バイパス）まで全線4車線と車線決定し、その先の黒目川通線は2車線となることにより車道の幅員が異なるというものである。交通量推計の結果、保谷朝霞線からは、国道254号（東京小諸バイパス）への多くの車両の流入が見込まれているため、交通処理や構造上も問題ない。

○なぜ現在の基準に照らし合わせて27メートルの道路を作る必要があるのか。そんなに多くの道路が必要なのか。

●都市計画の上位計画である方針や新座市の都市計画マスタープランなどまちづくりの方針に基づき、既に都市計画決定されている保谷朝霞線について道路ネットワークを構築していくため線形、幅員等の都市計画変更をするものである。物流等の交通量に対応するため保谷朝霞線の事業中区間の4車線道路と国道254号（東京小諸バイパス）までの道路ネットワークを構築し、交通の分散を図る必要がある。

また、歩行者の観点からも公共交通へのアクセスや安全性の確保ために歩道幅員を十分に確保する必要がある。

○保谷朝霞線によって畑中公民館付近の市街化調整区域の土地利用について、変更の予定はあるのか。

●畑中公民館付近は市街化検討区域として新座市都市計画マスタープランで定めており、保谷朝霞線の事業化と共に土地利用の検討が必要であると考えている。

○都市計画案に対する意見書が出された場合、線形見直しとなることはあるのか。

●今回の説明会では道路の線形を見直さなければならない意見があったという認識はしていない。提示した線形が基準等に照らしても合理的な原案であると考えている。今後、説明会の結果を受けて案を策定するにあたり、関係機関との協議を行うなどし、原案の見直しが生じない限り、原案を踏襲することとなると考えている。

【道路線形について】

○関越付近でS字カーブとなっている理由は。

●幅員が27mになり、関越自動車道の橋脚の間を掘割構造で通過するため、S字に曲げる必要がある。

- 今回の変更で自宅がかかるか確認したい。
- 構造物の配置など設計はまだ事業化されていないため事業用地を詳細に示すことはできないが、今回の説明会場で掲示した大判の計画変更の線形、区域等はホームページや朝霞県土整備事務所等でも確認できるので拡大した図面等で確認されたい。

- 保谷朝霞線について、前回説明会の計画線から今回少し修正されているが、今後、交差道路などの計画等により変更が生じるのか。
- 保谷朝霞線については、警察やNEXCOなどとの協議を経て原案を策定したことにより、前回説明会で提示した線形等から見直している。
この原案で示しているのは本線の線形と区域である。周辺道路の交差計画についての詳細は今後の事業化に向け決定していくこととなる。本線以外は今回の都市計画変更の区域の対象外で道路設計により決定していくこととなる。

【工事について】

- 工事時期が長引くとその想定している事業費もどんどん高騰するため、考え方について教えてほしい。
- まだ都市計画変更の段階であり、現段階で具体的な概算事業費等の提示は難しい。

- 事業化は南から産業道路側に向けて進められるのか、国道254号側からも含めて両方向から進められるのか。
- これまでは南側から進めてきたが、国道254号は骨格道路であり榎木ガードという構造物もあるため、新座市の構想など様々な要件があろうかと考えている。事業化の時期や工区分けなどは現段階で示せないが、様々な要件を総合的に勘案して、合理的に事業効果を発現できるように進めていくこととなると考えている。

- 工事期間中、保谷朝霞線の榎木ガード付近は一時的に通行ができなくなるのか。
- 都市計画変更を進める現段階では工事の詳細は定まっていない。仮に一時的に通行止めが生じるような場合でも地元への影響を最小限に抑えられるように、構造・工法を検討していきたい。一般的には、立体交差箇所は相応の期間が通行規制になると考えられる。

【整備時期】

- 具体的な整備事業の時期は。
- 保谷朝霞線の南側の事業中区間である野寺、道場工区の用地取得を鋭意進めており用地取得率は1割程度である。用地の取得には多くの時間を要する。北側の事業化にあたっては事業中区間の進捗などを見定めながら検討していくこととなり、現段階で具体的な時期は未定である。

- 産業道路から北側の区間における用地測量の対象者は何名くらいになるのか。
- 事業化をしていないため、詳細な用地調査等を実施しておらず、現段階で具体的な地権者数を示すことができない。

○黒目川通線も整備する予定があるのか。

●黒目川通線は今回の保谷朝霞線の変更に伴う影響区間について都市計画変更するものである。この黒目川通線の整備についても時期等は未定である。

【県道保谷志木線について】

○保谷朝霞線がバイパス道路となると、保谷志木線はどうなるのか。

●保谷朝霞線が保谷志木線の役割となるので、保谷朝霞線の整備に伴って、現道の保谷志木線は市管理道路に移管する見込みである。

○保谷朝霞線と現在の保谷志木線は榎木ガード手前（南西側）で合流するのか。

●保谷朝霞線と現在の保谷志木線は榎木ガード手前（南西側）で平面にて合流させる計画である。具体的な交差形状は将来行う道路設計にて決定していく。

○保谷志木線の一部が新座市に移管された場合、管理等の費用負担がどの程度になるのか。

●現時点で維持管理費をお示しするのは難しい。

【周辺への影響について】

○都市計画変更区間において、通学路に影響がある部分について、具体的な見通しがあるか。

●事業化をしていないため、具体的な検討内容を伝えることは難しいが、影響が少なくなるように配慮した道路設計等を検討することとなる。

○保谷朝霞線が横断する市道は今回の保谷朝霞線の整備によって完全に分断されることになるのか。

●交差する幹線道路や主要な生活道路については、交差を確保することを前提に考えている。

○黒目川通線が2車線とのことであるが国道254号の北側（朝霞市側）の交通渋滞は大丈夫なのか。

●将来的な道路ネットワークを考慮し、交通量推計を行い今回の都市計画原案で対応できることを確認している。広域的な道路ネットワークでは国道254号のバイパスなども進めており、これらを含めた道路整備が進むことにより交通の分散も図られる。

【スマートICについて】

○スマートICが接続されると聞いていたが、その内容も反映されているのか。

●今回の都市計画変更原案は保谷朝霞線と関連路線である東京小諸バイパス、黒目川通線のみを対象とするものである。

新座市において構想しているスマートICの計画については、保谷朝霞線ではなく接続路線として市で道路計画を行っていくものと考えている。

【用地について】

○土地の 1/2 や 1/3 かかっている場合、残りの土地は買い取ってくれるのか。

●今回の保谷朝霞線に限らず一般的に公共事業の補償基準では残地の部分は、買収していない。ただ、残った土地が不整形になったり、著しく小さい面積になったりした場合は金銭で補償している。

○道路工事による果樹園などの農地の収入補償について、果樹が育つまでの期間を考慮した補償があるのか知りたい。

●今回の保谷朝霞線に限らず一般的に公共事業の補償基準では、果樹は収穫までの期間を考慮して補償額を積算することとなる。具体的には、直近数年分の経営資料を基に収益を分析し、その結果を基に補償額を算定している。

【説明方法について】

○現地にて道路計画についての具体的な説明ができないか。

●都市計画決定後に将来、事業化され道路設計等が進められた段階で、現地の航空写真や地図を用いる等の工夫をして分かり易い説明にしていく。

【関係機関協議について】

○交通処理について問題ないのか。警察からの意見はないのか。

●警察とも都市計画変更原案の道路計画についての協議をし、保谷朝霞線から国道 254 号に向かう際の右折車線を 2 車線にするなどの工夫を行っている。

開催状況



12月12日(木)



12月13日(金)



12月15日(日) AM



12月15日(日) PM